盛岡圏域医療連携推進(地域医療構想調整)会議設置要綱

(設置)

- 第1 盛岡保健医療圏域における医療連携体制の構築に向けて、医療、保健、福祉、介護 関係機関・団体の緊密な連携のもと、切れ目のない各種サービスが円滑に提供される環 境を整備するため、盛岡圏域医療連携推進(地域医療構想調整)会議(以下「圏域連携会 議」という。)を設置する。
- 2 圏域連携会議は、「岩手県地域医療構想調整会議設置要綱」に定める盛岡構想区域地 域医療構想調整会議を兼ねるものとする。

(所掌事項)

- 第2 圏域連携会議は、次の事項を検討・協議するものとする。
- (1) 岩手県保健医療計画(地域編)の推進に関すること。
- (2) 圏域における医療連携の推進に関すること。
- (3) 地域医療構想の実現に向けた取組の協議に関すること。
- (4) その他地域医療連携の推進及び地域医療構想の実現に必要な事項

(組織)

- 第3 圏域連携会議は、岩手県県央保健所長(以下「保健所長」という。)が委嘱する委員 50 名以内をもって組織する。
- 2 委員は、医療機関、保健・医療関係団体、福祉・介護関係団体、市町等から推薦があった者及びその他保健所長が必要と認める者とする。

(委員の任期)

第4 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5 圏域連携会議に会長及び副会長を置き、会長は岩手県県央保健所長とし、副会長は 盛岡市保健所長とする。
- 2 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 4 会長が必要と認めるときは、会議の委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

- 第6 岩手県保健医療計画(地域編)策定に係る検討及び調整等を行うため、部会を置くことができる。
- 2 部会の委員は、圏域連携会議の委員に委嘱されている委員の中から会長が指名する。

3 部会は、必要に応じて、会長が招集する。

(庶務)

第7 圏域連携会議の庶務は、岩手県県央保健所において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、圏域連携会議の運営に関し必要な事項は、会長が圏域連携会議に諮って定める。

附則

- この要綱は、平成20年6月12日から施行する。
- この要綱は、平成28年12月2日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。